

# 新型コロナウイルスに関する支援制度について

新型コロナウイルスの影響を受けた人を対象とした市が窓口となる主な支援制度などをお知らせします。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。また、その他の支援情報は市ホームページでもご覧いただけます。

## 特別定額給付金

申請書を5月15日から市内の全世帯に郵送しています。特別定額給付金の給付を受けるには申請が必要です。申請期限は8月17日(月)までです。まだお手元に申請書が届いていない人はお問い合わせください。  
※6月16日(火)までに市に届いた分で、不備がないものに限り、6月中

の振込処理が完了しております。入金については、通帳記入等でご確認ください。

☎特別定額給付金給付担当(生活支援課)

(☎983-1123、平日午前9時~午後5時)

## 給付概要

申請できる人	令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主
振込先	世帯主の本人名義の銀行口座
申請受付期間	郵送申請、オンライン申請ともに8月17日(月)まで
振込日	【7月の予定】 7月1日、8日、15日、22日、29日の各水曜日 ※申請受付より2週間程度で振り込みします。

※住民基本台帳(令和2年4月27日現在)に登録されている外国人も対象です。詳しくは市ホームページから多言語対応の案内チラシをご覧ください。

## 申請方法

①郵送申請方式	申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写しと、振込先口座がわかる書類を貼付した添付書類貼り付け用紙の2点を、同封の返信用封筒に入れて返送。
②オンライン申請方式	マイナンバーカードを所持している世帯主が対象(申請方法などは、総務省ホームページ( <a href="https://www.soumu.go.jp">https://www.soumu.go.jp</a> )でご確認ください)。
③窓口申請方式	文化センター1階展示室で受付。 ※感染拡大防止のため、やむを得ない場合に限りです。 ※7月6日(月)からは、受付窓口を市役所1階の第1会議室に移動します。

## 八幡市休業要請対象事業者支援給付金

府の緊急事態措置による休業要請等にご協力いただいた事業者が「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給を受けた場合に「八幡市休業要請対象事業者支援給付金」を支給します。

支給額(1施設あたり)  
中小企業・団体 20万円  
個人事業主 10万円

申請の要否  
①府へ申請した施設が市内1カ所のみ法人、または事業主  
↓申請不要(府からの情報をもとに指定口座に支払います)。  
②府へ申請した施設以外にも

市内の対象となる施設がある法人または事業主  
↓府の支給決定を受けた後、市への申請が必要です。  
要項等配布場所 商工観光課、商工会事務局、市ホームページ  
市への申請方法 ②の該当者のみ、7月31日(金)までに商工観光課へ郵送。  
※申請書類や対象施設など、詳しくは要項、または市ホームページをご覧ください。  
なお「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の申請受付は終了していますので、ご注意ください。  
☎商工観光課(☎983-2853)

## 市職員が出前講座

市職員が、市民団体やグループなどに対し、行政の仕組みや事業、施策など、皆さんの暮らしに役立つテーマでお話しする「出前講座」を開催しています。

令和元年度は52件の講座を開講し、1535人に受講していただきました。人気の講座は「防災について(16件 557人)」「健康長寿の秘訣(13件 309人)」です。

マイナンバー制度について
第5次八幡市総合計画について
広報やわたについて
個人情報保護制度と情報公開制度について
市民活動はじめませんか?
消費生活について
八幡市の財政状況について
防災について
避難所運営について
災害時のトイレについて
地震災害に備える
戸籍について
人権問題について
女性の人権について(一般向け)
女性の人権について(事業所向け)
地球温暖化問題について
動物の愛護および管理について
ごみの分別について
八幡市の観光について
民生委員・児童委員について
災害時要援護者支援対策事業について
障がい福祉サービスについて
障害者差別解消法について
手話を知ろう
要約筆記について
児童虐待について
認定こども園について
介護保険制度について
認知症サポーター養成講座
健康長寿の秘訣
八幡市の健幸づくり政策について
国民健康保険について
高齢者医療制度について
木造住宅耐震化事業について
高齢者運転免許返納と公共交通について
公園の維持管理について
橋の維持管理について
火災予防について
応急手当について
上下水道事業の経営状況について
水道施設について
下水道の維持管理について
生涯スポーツについて
八幡の地質と地震
生涯学習センターおよび公民館について
生活に図書館を!
「子どもの読書」どうしたら?
地方議会について
選挙について

☎市民協働推進課(☎983-3892)

## 市税、各種保険料などの猶予・減免

新型コロナウイルスの影響で市税等の納付が困難な場合、徴収の猶予や減免などが受けられる場合があります。

名称	問い合わせ先
市税・国民健康保険料(徴収猶予)	○納付期限内の場合 税務課(☎983-2698) ○納付期限が過ぎている場合 京都地方税機構(☎0774-46-6566)
国民健康保険料(減免) 後期高齢者医療保険料(減免)	国保医療課 (☎983-2962〈国保〉、2976〈後期〉)
国民年金保険料(免除)	京都南年金事務所(☎644-1165) 市民課(☎983-2594)
介護保険料(減免・徴収猶予)	高齢介護課(☎983-1328)
市営住宅の家賃(減免・徴収猶予)	住宅管理課(☎983-5767)
上下水道料金(支払猶予)	経営課(☎983-5216)

## 住居確保給付金

・離職等により住居を喪失またはその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を、貸主等に直接支給します。  
※収入要件等あり。予約制のため、必ず事前に連絡をお願いします。

☎生活支援課(☎983-1138)

## 子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者(特例給付受給者除く)に対し、対象児童1人につき1万円を6月10日から児童手当の振込口座に支給しています。

原則申請不要ですが、勤務先から児

童手当が支給されている公務員は申請が必要です。勤務先から「公務員児童手当受給状況証明」を受けた申請書を11月30日(月)までに子育て支援課まで提出してください。

☎子育て支援課(☎983-1112)

## 傷病手当金

国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるために労務に服することができなかった人(被用者)は、傷病手当金を受給できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

☎国保医療課(☎983-2962〈国保〉、2976〈後期〉)

した。  
▽利用できる団体  
市内在住・在勤の人で構成する団体です。  
▽講座時間・人数  
意見交換を含めて1時間程度で、最低開催人数は10人です(利用無料)。  
▽会場の手配や開催のお知らせ  
せ、当日の進行は申し込まれた団体でお願いします。  
▽申し込み  
開催日1カ月前までに、申込書(市民協働推進課や市内公共施設、市ホームページからも入手)に必要な事項を記入し、市民協働推進課へ。  
▽新型コロナウイルス感染症  
対策  
広い会場を確保していただくとともに、3密(密集、密接、密閉)を避ける対策(換気、マスク着用、人数制限など)をお願いします。  
※今後の状況によっては、開催時期の見直しなどをお願いする場合があります。